

1 利用者登録

- (1) 利用希望者は、利用申請をする前に利用者登録を行わなければならない。
- (2) 利用者登録の申請期限は、次のとおりとする。
 - ① 4 月～6 月に利用を希望する場合 ⇒ 前年度の 2 月 10 日まで
 - ② 7 月～9 月に利用を希望する場合 ⇒ 5 月 10 日まで
 - ③ 10 月～12 月に利用を希望する場合 ⇒ 8 月 10 日まで
 - ④ 1 月～3 月に利用を希望する場合 ⇒ 11 月 10 日まで
- (3) 利用登録者数の上限は、市内 12 者（団体）、市外 6 者（団体）とする。

2 利用の上限

1 か月における 1 利用者が利用できる日数は、原則 4 日以内（うち、土日祝日は 2 日以内）とする。ただし、他に利用希望のない日を利用しようとする場合は、この限りでない。

3 利用者及び利用日の決定方法

利用登録者及び施設管理者（農林水産課）による、利用調整会議で決定する。なお、利用登録者が多数の場合、抽選により、利用者を決定するものとする。

4 抽選の方法

- (1) 2 及び 3 の規定に基づき、市内の者、市外の者別に抽選を行い、利用優先順位を決定した上、順位上位の者から 2 日ずつ利用日を選択することができる。
なお、利用優先順位は市内上位～市内下位、市外上位～市外下位の順とする
- (2) (1) の抽選の結果、利用希望のない日が生じた場合は当該日ごとに市内の者、市外の者にかかわらず、利用希望を確認し、希望が重複する場合は、当該利用者による抽選により決定するものとする。

5 利用申請

利用登録者は、4 で決定した利用日を元に利用月の前月 10 日までに利用申請を行い、許可を受けなければならない。

6 法令遵守と食品衛生、品質管理

- (1) 本施設の利用にあたっては次の許可等を受けなければならない。
 - ① 食品衛生法に基づく営業許可（利用日前日まで）
 - ② 食品衛生責任者（営業許可申請から 6 か月以内）
 - ③ その他、食品加工及び販売に関し必要となる資格
- (2) 販売にあたっては、食品表示法に基づく成分表示等を行い販売すること。

7 その他

- (1) 利用者は施設内の備品を使用する際は、適切な使用方法を熟知した上で使用すること。
- (2) 本取り扱いに定めのない事項については、その都度、施設管理者で決定する。